

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成22年12月16日(2010.12.16)

【公表番号】特表2010-509634(P2010-509634A)

【公表日】平成22年3月25日(2010.3.25)

【年通号数】公開・登録公報2010-012

【出願番号】特願2009-536237(P2009-536237)

【国際特許分類】

G 09 G 3/30 (2006.01)

G 09 G 3/20 (2006.01)

H 01 L 51/50 (2006.01)

H 05 B 33/12 (2006.01)

【F I】

G 09 G 3/30 J

G 09 G 3/30 H

G 09 G 3/20 6 1 1 A

G 09 G 3/20 6 1 1 J

G 09 G 3/20 6 1 1 G

G 09 G 3/20 6 2 2 J

G 09 G 3/20 6 2 2 N

G 09 G 3/20 6 2 3 C

G 09 G 3/20 6 3 2 G

G 09 G 3/20 6 4 2 J

G 09 G 3/20 6 2 2 R

G 09 G 3/20 6 2 2 F

G 09 G 3/20 6 8 0 F

G 09 G 3/20 6 5 0 J

G 09 G 3/20 6 2 0 B

H 05 B 33/14 A

H 05 B 33/12 C

【手続補正書】

【提出日】平成22年10月26日(2010.10.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

a) i) 基板と；

ii) 上記基板の第1の方向に沿って複数のラインが形成されるようにパターニングされた第1の電極層と；

iii) その第1の電極層の上に形成された1つ以上の薄膜エレクトロルミネッセンス層と；

iv) 1つ以上のその薄膜エレクトロルミネッセンス層の上に形成されていて、上記基板の第1の方向とは異なる第2の方向に沿って複数のラインが形成されるようにパターニングされた第2の電極層とを備えていて；

v) 第1の電極層のラインと第2の電極層のラインの交点が、エレクトロルミネッセンス

- ・ユニットを含む個々のエレクトロルミネッセンス素子を規定しているディスプレイと；
 - b) i) そのディスプレイの発光素子にアドレスするための入力画像信号を受け取り；
 - ii) その信号を低解像度成分信号と高解像度成分信号に分解するが、そのとき低解像度成分信号はアドレス可能な場所を高解像度成分信号の半数以下含んでいるようにし；
 - iii) 上記ディスプレイを駆動するための駆動信号を供給することにより上記低解像度成分信号と上記高解像度成分信号をそのディスプレイに独立に供給し、組み合わされた画像を形成する1つ以上のディスプレイ・ドライバとを備える、パッシブ・マトリックス式薄膜エレクトロルミネッセンス・ディスプレイ・システム。

【請求項2】

上記低解像度成分信号が上記ディスプレイに供給されたときにそのディスプレイの2つの方向に沿った複数の発光素子がアクティブにされ、上記高解像度成分信号がそのディスプレイに供給されたときにそのディスプレイの1つの方向だけに沿った複数の発光素子がアクティブにされる、請求項1に記載のディスプレイ・システム。

【請求項3】

第2のエレクトロルミネッセンス・ユニットに含まれる1つ以上の薄膜エレクトロルミネッセンス層と、少なくとも1つの第3の電極とをさらに備えていることと、第1のエレクトロルミネッセンス・ユニットが上記低解像度成分信号を用いて第1のリフレッシュ・レートで駆動され、第2のエレクトロルミネッセンス・ユニットが上記高解像度成分信号を用いて第2のリフレッシュ・レートで駆動されることを特徴とする、請求項1に記載のディスプレイ・システム。